



島根県報

平成22年11月30日（火）

号外 第 192 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	4
県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	5

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、同表イの表中「11,600円」を「11,500円」に改め、同表エの表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、同表オの表中「10,400円」を「10,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第24備考1中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

別表第31中

「	「
74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79
80	80
81	81
81	81
81	81
82	81
82	82

82		82
83		82
83	を	82
83		83
84		83
84		83
84		83
85		84
85		84
85		84
85		84
86		85
86		85
86		85
86		86
87		86
87		86
87		87
87		87
88		87

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第11の2中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第19号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 減額改定対象職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第64号）の施行の日（以下「基準日」という。）において改正条例附則第8項第1号に規定する職員である者をいう。

第2条第12号を次のように改める。

(12) 減額改定対象職員以外の職員 基準日において改正条例附則第8項第2号に規定する職員である者をいう。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条第1項中「前条第7号」を「前条第6号」に、「同条第7号」を「同条第6号」に改め、同項第1号中「第6号」を「第5号」に、「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.83」を「100分の99.66」に、「（その）」を「とし、減額改定対象職員以外の職員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同項第2号中「第6号」を「第5号」に、「者にあつては、」を「者にあつては」に、「100分の99.83」を「100分の99.66」に、「（その）」を「とし、減額改定対象職員以外の職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同項第3号中「第6号」を「第5号」に、「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.83」を「100分の99.66」に、「（その）」を「とし、減額改定対象職員以外の職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同項第4号ア中「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.83」を「100分の99.66」に、「額）」に、「勤務時間条例」を「額、減額改定対象職員以外の職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）」に改め、同号イ中「受けていた給料月額」の次に「に相当する額」を加え、「あつては、」を「あつては」に、「100分の99.83」を「100分の99.66」に、「（その）」を「とし、減額改定対象職員以外の職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額）」を「額とする。」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第5条第1項中「100分の99.83」を「100分の99.66」に、「その額」を「減額改定対象職員以外の職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に、「第3条第7号」を「第3条第6号」に改め、同条第3項中「減額改定対象職員」の次に「である者並びに基準日の翌日以降に初任給規則第15条第1号及び第16条の規定に基づき号給を決定された職員のうち施行日の前日に当該職員となったものとした場合に減額改定対象職員である者となることとなるもの」を加え、「100分の99.83」を「相当する額に100分の99.66」に、「その額」を「減額改定対象職員以外の職員である者並びに基準日の翌日以降に初任給規則第15条第1号及び第16条の規定に基づき号給を決定された職員のうち施行日の前日に当該職員となったものとした場合に減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に、「これ」を「その端数」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第20号

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 減額改定対象教育職員 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第65号）の施行の日（以下「基準日」という。）において改正条例附則第8項第1号に規定する教育職員である者をいう。

第2条第12号を次のように改める。

(2) 減額改定対象教育職員以外の教育職員 基準日において改正条例附則第8項第2号に規定する教育職員である者をいう。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条第1項中「前条第7号」を「前条第6号」に、「同条第7号」を「同条第6号」に改め、同項第1号中「第6号」を「第5号」に、「相当する額（）」を「相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を」を「100分の99.66を、減額改定対象教育職員以外の教育職員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教育職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教育職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に減額改定対象教育職員以外の教育職員である者となることとなるものにあつては100分の99.83をそれぞれ」に、「額）」を「額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第6号」を「第5号」に、「相当する額（）」を「相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を」を「100分の99.66を、減額改定対象教育職員以外の教育職員である者にあつては100分の99.83をそれぞれ」に、「額）」を「額）」に改め、同項第4号ア中「相当する額（）」を「相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「勤務時間条例」を「100分の99.66を、減額改定対象教育職員以外の教育職員である者にあつては100分の99.83をそれぞれ乗じて得た額に、職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）」に改め、同号イ中「給料月額（）」を「給料月額に相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を」を「100分の99.66を、減額改定対象教育職員以外の教育職員である者にあつては100分の99.83をそれぞれ」に、「額）」を「額）」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第5条第1項中「（人事委員会の定める教育職員にあつては人事委員会の定める額とし、当該教育職員以外の教育職員のうち、減額改定対象教育職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教育職員となった教育職員のうち施行日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に減額改定対象教育職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、）」を「に次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（）」に改め、「とする。）」の次に「（人事委員会の定める教育職員にあつては、人事委員会の定める額とする。）」を加え、「第3条第7号」を「第3条第6号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 減額改定対象教育職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教育職員となった教育職員のうち施行日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に減額改定対象教育職員である者となることとなるもの 100分の99.66
- (2) 減額改定対象教育職員以外の教育職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教育職員となった教育職員のうち施行日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に減額改定対象教育職員以外の教育職員である者とな

ることとなるもの 100分の99.83

第5条第3項中「(減額改定対象教育職員にあつては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、)」を「に次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(」に、「これ」を「その端数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 減額改定対象教育職員である者及び基準日の翌日以降に県立規則第14条の規定に基づき号給を決定された教育職員のうち施行日の前日に当該教育職員となったものとした場合に減額改定対象教育職員である者となることとなるもの
100分の99.66
- (2) 減額改定対象教育職員以外の教育職員である者及び基準日の翌日以降に県立規則第14条の規定に基づき号給を決定された教育職員のうち施行日の前日に当該教育職員となったものとした場合に減額改定対象教育職員以外の教育職員である者となることとなるもの 100分の99.83

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。